

桐生市生活保護の適正化に関するヒアリング結果報告書（退職者） 総括

令和6年10月7日
生活保護業務における内部調査チーム

【内部調査実施の趣旨】

生活保護業務における不適切な事務処理があったことについて、市役所内部における第三者的な立場から調査及び検証を行う。

【内部調査の概要】

退職者への聞き取り等による調査

- (1) 実施期間 令和6年7月18日から7月26日までのうち3日間
- (2) 対象者 平成26年度から令和5年度までの10年間において保健福祉部長もしくは福祉課長を経験したことのあ
る元職員を対象とした。対象者は5名。

【内部調査結果】

1 福祉課で保管されていた認印とその使用について

(1) 認印の数

退職者への聞き取り調査の結果、全ての人が保管認印の存在を知っており、在職者への聞き取り調査の結果のとおり、平成元年度頃には既に2～3個の印箱があり、ケースワーカーが代々引き継いだ認印を、平成24～25年度の頃に集めたとの話もあったが、いつ頃現在の本数になったかは聞き取り内容からは判然としなかった。

(2) 保管認印が増えた経緯

退職者への聞き取り調査の結果、親族がいない受給者が死亡した場合など、返還できない場合も含め、受給者から認印を預かった後に返還しなかったことが保管認印増加の主な要因であることが聞き取りから分かった。

(3) 保管認印の使用について

退職者への聞き取り調査の結果、入院により来庁できない場合に、受給者から印鑑を預かり押印していた事例があった。

保管認印の使用が多くなった契機としては、ケースワーカー自身の負担軽減と考える人もいた。使用する場合は、課長・係長の許可が前提だったと話した人もいた。保管認印の使用を止めるように指導した部長もいた。

2 生活保護費の分割支給について

(1) 分割支給を行っていた件数・時期

分割支給が行われていたことを知っていた人もいたが、分割支給が始まった時期を知っている人はおらず、分割支給が行われていたこと自体を知らない人もいた。

(2) 分割支給を行っていた理由

退職者への聞き取りによる調査を行った。支給された保護費を1日で全額使ってしまうなど、金銭管理できない人もいたので分割支給を行ったという話があった。1日1,000円の分割支給については、生活困窮者自立支援制度において、生活のリズムが崩れている人には必要な支援をすることとなっており、生活リズムを作るために行ったとの話があった。1日1,000円は食費であり、食費以外の支給については、別途支給していたが、同意書を書いてもらわなかったのは不手際だったとの話もあった。

(3) その他

満額支給しなかったのは問題であり、1日1,000円は考えられないとの話があった。

3 生活保護費の支給遅延について

職員の聞き取り調査の結果、事案3以外の支給遅延について知っている人はいなかった。

4 10年間で保護世帯数が半減している理由等について

平成23年度から令和3年度までの10年間で保護世帯数が半減している理由をどう捉えているか、生活保護の申請をさせないように、いわゆる水際対策が行われていなかったか、退職者への聞き取りを行った。

平成23年度当時、リーマンショックや派遣切りで保護申請が多く、保護係は業務が滞り、体制を立て直すのに2年半かかったということがわかった。そのころから保護世帯数が半減した理由として、リーマンショックが終わって景気が回復したことのほか、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたこと、境界層措置適用、フードバンクの利用、丁寧な就労支援、受給者が年金受給漏れをしないよう年金台帳を整備したこと等を挙げる意見があった。

また、保護件数や新規申請を抑えるよう指示をしたことがあったかとの質問に対し、指示をしたと答えた人はいなかったが、厳しい指導をした管理職がいたとの話もあった。

警察OBの理不尽な対応についての質疑もしたが、警察OBを利用し申請を抑止しようとしたということは聞き取り結果からは判明しなかった。

窓口対応については、例えば、窓口で大声を出す来庁者に対しては厳しく対応したとの話があった。

5 その他

みんな一生懸命だったが、ケースワーカーに生活保護の知識が足りなかったといった話があり、女性ケースワーカーを置きたかった、保護係に社会福祉士を置くべきとの話もあった。

また、最低生活費未満の収入でも、頑張れる人はいるとの話もあった。

なお、生活保護費からの貯金に関して、自立支援のために貯金をさせたほうがよいという考えがあったとの話があった。